

新潟県中越沖地震被災者支援に関する意見書（案）

7月16日に発生した新潟県中越沖地震は、柏崎市内で震度6強を記録するなど新潟県、長野県を中心に甚大な被害をもたらした。

亡くなった11名を含め死傷者は1,900人を大きく超え、38,000戸を上まわる住家が大きな被害をうけた。

被災地は3年前の新潟県中越大震災でも大きな被害を受け、再建にむけ血のにじむ労苦を強いられてきた。

ようやく再建に向けた光が見えたそのときに、ふたたび足元をすくわれる事態に襲われた被災者も少なくない。その思いは被災自治体にとっても同様のものがある。

したがって、被災者が求める支援策を速やかに実現することにより、被災者の再建への希望と展望をしめすことがなによりも求められている。

よって国会並びに政府におかれては、被災者の今後の生活の不安を軽減し、一刻も早い生活の再建を支援するため、下記事項の実現に向け特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

1. 災害救助法の「住宅の応急修理」制度を徹底するとともに、限度額や所得制限については実態に即した運用をおこなうこと。
2. 被災者生活再建支援制度の年収、年齢要件を見直すと同時に限度額を引き上げ、被災者の住宅再建を直接支援できる制度に見直すこと。
3. 被災者の生活再建支援のための復興基金事業の設立を速やかにおこなうこと。
4. 中小業者の再建は、地域経済の再建にとって一刻も放置できない事態であり、3年前の中越大震災なみの支援に限定せず、被災業者の実態をふまえた支援をおこなうこと。
5. 柏崎刈羽原子力発電所からの放射性物質放出などによる風評被害を受けた業者に対する救済対策・支援をおこなうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年 9月 日

新潟市議会議長 田村 清

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣